

リサーチパークネットワーク利用ガイドライン

平成 13 年 11 月 1 日

医学インフォメーションテクノロジーセンター

1. はじめに

このリサーチパークネットワーク利用ガイドライン（以下「利用ガイドライン」という）では、リサーチパークのネットワークおよび上位ネットワークである慶應情報スーパーハイウェイ（以下「KISH」という）を利用するにあたって遵守しなければならない事項を分かり易くまとめてあります。

利用者は、本利用ガイドラインの趣旨を十分に理解し、良識に基づいて利用してください。

2. 利用ガイドラインの目的

この利用ガイドラインは、リサーチパークのネットワーク環境の利用を促し、学術研究に貢献することを目的としています。

また、一般の商用プロバイダとの性質の違いを明確化し、「学術研究およびその支援」以外の目的での利用を禁止いたします。

3. 用語の定義

- (1) 「ネットワーク・エチケット（エチケット）」とは、リサーチパークのネットワーク環境からインターネットまでを含む情報ネットワークを利用する上で遵守すべきマナーです。
- (2) 「法律上の義務」とは、日本国の法律、規則、法令または条例によって規定された義務並びに本利用ガイドラインの適用対象者に対して適用する契約上の義務および慣習法上のすべての義務を意味します。
- (3) 「違反行為」とは、エチケットおよび法律上の義務に違反する行為を意味します。
- (4) 「サービス」とは、リサーチパークのネットワーク環境および KISH 上のソフトウェア、ハードウェア、通信設備利用等のリソースの提供を意味します。
- (5) 「サポート」とは、サービス時の人的資源の提供を意味します。

4. 利用者が守るべき事項

利用者は下記の項目を遵守しなければなりません。加えて、「総合医科学研究センターリサーチパークネットワーク環境利用規程」の第 5 条（利用組織の義務）を遵守しなければなりません。

- (1) リサーチパークのネットワーク環境および KISH は、利用者の共有の資源であり、

その資源の浪費あるいは占有をしてはなりません。

- (2) リサーチパークのネットワーク環境および KISH を使用して、エチケットおよび法律上不正な行為をしてはなりません。
- (3) 著作権の対象となるソフトウェアやファイルを複製してはなりません。また、著作権の対象となるソフトウェアやファイルを有償、無償を問わず送信すること、および送信可能な状態におくこと (= 公開すること) をしてはなりません。
- (4) リサーチパークのネットワーク環境および KISH に属するプログラムやデータを破壊・改変してはなりません。
- (5) リサーチパーク内にコンピュータ機器を設置し使用する場合、第三者によるコンピュータ機器の不正使用を防ぐために、利用者はアカウント管理を徹底し、セキュリティホールを取り除いた機器を設置することを推奨いたします。
- (6) コンピュータウイルス等をリサーチパークのネットワーク環境および KISH に持ち込んではなりません。リサーチパーク内にコンピュータ機器を設置する場合、必要な措置を施した機器を導入することを推奨いたします。
- (7) リサーチパークのネットワーク環境および KISH に不正に大量のデータを流してはいけません。
- (8) リサーチパーク内のネットワークを医学 ITC に無断で外部ネットワークに接続または延長することを禁止します。

5. サービスの利用について

(1) ネットワーク接続サービス

研究支援センターに用意してある所定の申請用紙により、登録申請することで利用できます。

(2) ハウジングサービス

研究支援センターに申し出ることにより利用できます。

(3) 電子メール

別途、医学 ITC に登録申請することにより、POP3/APOP による電子メールの受信、SMTP によるメールの送信ができます。利用資格は医学 ITC が別途定めるシステム利用資格に準じます。(医学 ITC ホームページをご参照ください。)

(4) ホスティングサービス (WWW) (提供日時未定)

ITC 本部 (三田) によりサービスが提供される予定です。

6. 法律上の義務 (コンピュータ犯罪と民事賠償責任)

- (1) 他人の特許権又は専用実施権を侵害してはならない (特許法 第 196 条)
- (2) 特許がないのに特許とまぎらわしい表示をしてはならない (特許法 第 198 条)
- (3) 他人の著作権、著作者人格権、出版権、著作隣接権を侵害してはならない (著作

権法 第 119 条)

- (4) 著作者でない者の実名または周知の変名を著作者であるとして表示して頒布してはならない(著作権法 第 121 条)
- (5) 商業用レコードを複製し、その複製物を頒布してはならない(著作権法 第 121 条の 2)
- (6) 他人の商標権を侵害してはならない(商標法 第 78 条)
- (7) 登録商標でないのにこれと紛らわしい商標を使用してはならない(商標法 第 80 条)
- (8) 他人の商品と誤認するような商品表示をしたり、国際機関の標章と誤認させるような標章を使用して不正競争をしてはならない(不正競争防止法 第 13 条)
- (9) コンピュータで使用するファイルを不正に作成してはならない(刑法 第 161 条の 2)
- (10) わいせつな文書、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない(刑法 第 175 条)
- (11) 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させてはならない(刑法 第 182 条)
- (12) 賭博をしてはならない(刑法 第 185 条)
- (13) 富くじを発売してはならない(刑法 第 187 条)
- (14) 他人の生命、身体、自由、名誉または財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない(刑法 第 222 条)
- (15) 他人の名誉を毀損してはならない(刑法 第 230 条)
- (16) 公然と他人を侮辱してはならない(刑法 第 231 条)
- (17) 虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはならない(刑法 第 233 条)
- (18) コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない(刑法 第 234 条の 2)
- (19) 他人の物を盗んではならない(刑法 第 235 条)
- (20) 他人を欺いて物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない(刑法 第 246 条)
- (21) コンピュータに不正の指令を与えるなどしてコンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない(刑法 第 246 条の 2)
- (22) 未成年者の知慮浅薄または他人の心神耗弱を利用して物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない(刑法 第 248 条)
- (23) 他人を恐喝して物を交付させてはならない(刑法 第 249 条)
- (24) 自分が占有する他人の物を横領してはならない(刑法 第 252 条)
- (25) コンピュータで使用するファイルを破壊してはならない(刑法 第 258 条、第 259

条)

- (26) 総務大臣の許可を得ないで第1種電気通信事業を営んではならない(電気通信事業法 第100条)
- (27) みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない(電気通信事業法 第102条)

7. 違反行為に対する措置

「4. 利用者が守るべき事項」、「6. 法律上の義務(コンピュータ犯罪と民事賠償責任)」に反する行為があった場合、次のような措置を採ることがあります。

- (1) 利用資格の停止・取消
- (2) 違反行為に使用された、あるいは違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等の削除またはアクセス制限
- (3) その他、慶應義塾に所属する学生、教職員に対して慶應義塾の規定する措置

8. ヘルプデスク

(1) 受付場所

医学メディアセンター(北里記念医学図書館棟)1F閲覧室内カウンターならび
(都合により同棟B1F医学ITC受付で対応することもあります。)

(2) 受付時間

平日 : 9 : 15 ~ 20 : 45

土曜 : 9 : 15 ~ 17 : 15

日曜祝日、慶應義塾の休日、及び第三土曜日は対応しません。

都合により変更することがあります。

(3) 受付(対応)内容

リサーチパークネットワークの利用に関わる事項

各研究プロジェクト所有の機器については対応できません。

病院情報システムや学校業務用ネットワークについては対応できません。

(それぞれの管理部署への依頼をお願いいたします)

(4) その他

業務の状況によりすぐに対応できないことがあります。

システムに不具合が発生した場合などの緊急時には対応できないことがありますので
ご了承ください。

9. 利用ガイドラインの改廃

この利用ガイドラインの改廃は、必要に応じて医学ITCが行います。